

中国四国防衛局達第 9 号

改正 平成 23 年 3 月 31 日 中国四国防衛局達第 6 号

改正 平成 23 年 7 月 28 日 中国四国防衛局達第 10 号

改正 平成 31 年 4 月 25 日 中国四国防衛局達第 8 号

隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和 37 年防衛庁訓令第 66 号）第 23 条の規定に基づき、中国四国防衛局身分証明書取扱規則を次のように定める。

平成 19 年 9 月 1 日

中国四国防衛局長 月橋 晴信

中国四国防衛局身分証明書取扱規則

（通則）

第 1 条 中国四国防衛局職員の身分証明書の取扱いについては、この規則によるものとする。

（身分証明書の所持）

第 2 条 職員（自衛官を除き非常勤職員を含む。以下同じ。）は、常に身分証明書を所持し、正当な理由で提示を求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

2 職員は、身分証明書を亡失し、又は汚損しないよう十分注意し、かつ、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

（身分証明書の様式等）

第 3 条 身分証明書の様式は、別記第 1 号様式のとおりとする。ただし、IC カード（特定の個人を識別し得る情報を記録した半導体集積回路を内蔵する電磁的記録媒体で券面に偽変造防止策を施したものをいう。以下同じ。）である身分証明書の様式については、訓令第 23 条第 6 項によるものとする。

2 身分証明書は、発行の日から 10 年ごとに更新するものとする。

る。ただし、ＩＣカードである身分証明書にあっては、５年ごととする。

- 3 身分証明書の発行番号は一連番号とし、一度使用した番号は、次に更新するまでの間、再度使用しないものとする。
- 4 身分証明書に貼り付ける写真は、発行の日前３月以内に撮影した、脱帽正面向き上半身のものでなければならない。

（発行責任者）

第４条 身分証明書の発行事務の責任者は、中国四国防衛局総務部長（以下「発行責任者」という。）とする。

（身分証明書の発行）

- 2 中国四国防衛局以外の機関で発行されたＩＣカードである身分証明書は、職員にあっては中国四国防衛局総務部長を発行責任者と読み替えるものとする。

第５条 発行責任者は、新たに職員となった者（ＩＣカードである身分証明書を既に有している者を除く。）に対して、速やかに身分証明書を発行するものとする。

- 2 発行責任者は、別記第２号様式による身分証明書発行簿を備え、身分証明書を発行するときは、それに登録し、発行を受けた職員に受領印を押印させるものとする。ただし、中国四国防衛局以外の機関で発行されたＩＣカードである身分証明書を既に有している職員が転入してきた場合、発行責任者は当該身分証明書を別記第２号の２様式による身分証明書発行簿に登録するものとする。

- 3 発行責任者は、身分証明書用紙の保管及び出納の状況を明らかにしておかなければならない。

（身分証明書の再発行）

第６条 発行責任者は、職員が次の各号のいずれかに該当したときは、その者に対して身分証明書を再発行するものとする。

- (1) 身分証明書を亡失、汚損又はＩＣチップの不具合が生じたとき。

(2) 身分証明書の記載事項に異動があったとき。

(3) 容ぼうが貼り付けた写真と相違し、本人であることが確認できなくなったとき。

2 職員は、前項各号に掲げる場合に該当したときは、別記第3号様式による身分証明書再発行願を発行責任者に提出しなければならない。

3 職員は、第1項に定めるもののうち、第1号の亡失による場合には、前項に定める身分証明書再発行願に別記第4号様式による身分証明書亡失報告書を添え、発行責任者に提出しなければならない。

4 職員は、第1項第2号及び第3号に掲げる場合に該当したときは、再発行を受ける前に、現に所持する身分証明書を発行責任者に返納しなければならない。

(身分証明書の返納)

第7条 職員は、職員の身分を失ったときは、直ちに身分証明書を発行責任者に返納しなければならない。

2 職員は、発行責任者の異なる勤務部署に異動したときは、身分証明書をその発行を受けた発行責任者に返納しなければならない。ただし、ICカードである身分証明書を有している職員についてはこの限りではない。

3 発行機関が陸上、海上、航空自衛隊以外のICカードである身分証明書を有している職員が同自衛隊に異動したときは、当該職員は、前項ただし書きの規定にかかわらず、身分証明書を発行責任者に返納しなければならない。

4 発行責任者は、中国四国防衛局以外の機関で発行されたICカードである身分証明書において、返納又は亡失があった場合は、速やかにその発行機関に返納又は亡失の通知をするものとする。

5 発行責任者は、職員が他省庁等へ出向又は第3項により返納を受けたICカードである身分証明書について、当該身分証明書を次に必要となるまでの間、適切に保管しなければならない。

- 6 職員は、第3条第2項による期限満了に伴う身分証明書の更新時には、現に所持する身分証明書を発行責任者に返納しなければならない。
- 7 発行責任者は、前条第4項若しくは第1項から第3項及び第6項により身分証明書の返納又は前条第2項の身分証明書再発行願の提出を受けたときは、身分証明書発行簿の当該身分証明書欄の記載事項をまっ消し、その備考欄に処理年月日及び理由を付記するとともに、第4項及び第5項による場合を除き、返納を受けた身分証明書を裁断する等、確実に廃棄しなければならない。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日中国四国防衛局達第6号)

- 1 この達は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際に現に存する身分証明書は、当分の間、使用できるものとする。

附 則(平成23年7月28日中国四国防衛局達第10号)

この達は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成31年4月25日中国四国防衛局達第8号)

この達は、平成31年5月1日から施行する。

(別記)

第1号様式 (第3条関係)

寸法の数字はミリメートル

85
79
24

60
54
30

写真
(刻印)

身分証明書

防衛省 Ministry of Defense
Government of Japan

氏名 (NAME)

上記の者は、中国四国防衛局の職員であることを証明する。
(有効期限：令和 年 月 日)

局長印

中国四国防衛局長

(表)

85
79

60
54

発行番号 第 号	生年月日 昭和 年 月 日 (DATE OF BIRTH) ** * * * * *
----------	---

注意事項

- 1 この証明書は、職務に従事するときは、常に所持しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書は、中国四国防衛局の職員でなくなったときは、直ちに返納しなければならない。
- 4 この証明書の記載事項に変更等があったときは、再発行を受けなければならない。
- 5 この証明書の紛失時は、発行機関まで速やかに届け出ること。

【この証明書を拾得された方は、発行機関まで連絡ください。】

発行機関：中国四国防衛局 TEL 082-223-7105

(裏)

- 注： 1 生年月日欄中「昭和」は、適宜「平成」又は「令和」に置き換えること。
2 (DATE OF BIRTH) 欄には、日、月（英語3字略記）及び西暦を記載すること。

(別記)
第2号様式 (第5条関係)

身 分 証 明 書 発 行 簿
(IC・非IC)

発 行 年月日	発行 番号	勤務部課名	氏 名	生年月日	受領印	転 入 年月日	転 出 年月日	返 納 年月日	備 考

注：1 備考欄には整理上必要な事項を記入するものとする。

2 身分証明書の種類により別葉とする。

(別記)
第2号の2様式(第5条関係)

身 分 証 明 書 発 行 簿
(他機関発行)

発 行 年月日	発行 番号	勤務部課名	氏 名	生年月日	発行機関名	転 入 年月日	転 出 年月日	返 納 年月日	備 考

注：備考欄には整理上必要な事項を記入するものとする。

令和 年 月 日

中国四国防衛局長 殿

職又は所属

官 名

氏 名

印

身分証明書再発行願

私は、下記理由により、身分証明書の再発行をお願いします。

記

- 1 身分証明書番号
- 2 理由

注1：汚損のときは、その汚損した身分証明書を添付すること。

注2：亡失、汚損のときは、理由欄に亡失、汚損の日時、場所、経緯及び亡失後に採った措置について記載すること。

令和 年 月 日

所属部課長 職名

氏名

印

本願書について承認してよろしいかお伺いする。

令和 年 月 日

発行責任者

課長

課長補佐

係長

係

第4号様式(第6条関係)

令和 年 月 日

中国四国防衛局長 殿

職又は所属：

官 名：

氏 名：

印

身分証明書亡失報告書

私は、下記のとおり身分証明書を亡失いたしましたので報告いたします。

記

- 1 亡失の日時
- 2 亡失の場所
- 3 亡失の状況